

## 日進市マスコットキャラクター使用取扱要綱

平成26年5月20日  
要綱第42号

### (目的)

第1条 この要綱は、日進市（以下「市」という。）以外の者による日進市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用について必要な事項を定め、広くキャラクターの利活用を促進し、効果的に市の施策を進めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市のPR・イメージアップキャラクター「ニッシー」
- (2) 不法投棄の防止キャラクター「ポイ捨てGメン」及び「ポイ捨てG子」
- (3) 市の健康づくりキャラクター「ヘルピー」

2 キャラクターの基本デザインは、別表に定めるデザインをいう。

### (キャラクターの使用及び庶務)

第3条 キャラクターの使用に関する一切の権限は、市に属する。

2 市長は、一定の条件の下に、キャラクターの使用を承認するものとする。

3 キャラクターを使用した商品等の製造及び販売（以下「商品化等」という。）を目的とする場合は、市のイメージアップ、キャラクターのPR又は地域の経済活性化に寄与するものでなければならない。

4 キャラクターの使用に関する庶務は、次の各号に定める部署において処理する。

- (1) ニッシーに関する庶務 産業政策部産業振興課
- (2) ポイ捨てGメン及びポイ捨てG子に関する庶務 市民生活部環境課
- (3) ヘルピーに関する庶務 市民生活部健康課

### (使用の承認)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に届け出ることにより使用できるものとする。

- (1) 国、地方公共団体等の公共的団体が使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

### (使用の承認申請)

第5条 前条の承認を受けようとする者は、日進市マスコットキャラクター使用承認申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、商品化等を目的とする者は、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 企画書等キャラクターの使用内容がわかるもの
- (3) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(使用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには日進市マスコットキャラクター使用承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の使用承認に際して、キャラクターの使用方法等について条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を認めないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治若しくは宗教活動に利用又は支援し、若しくは支援しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 市及びキャラクターの信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の保有する計画に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (6) 第2条に規定するキャラクターに適合しないと認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行うものが使用するとき。
- (8) キャラクターの使用によって市の事業であると誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) キャラクターのデザインを変更又は改変するとき。
- (10) キャラクターのデザインを使用することなく、名称のみを使用するとき。
- (11) その他市長が使用について適当でないとき。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用を承認しない場合は、日進市マスコットキャラクター使用不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(誓約)

第8条 第6条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)で、商品化等を目的とする者は、市長に誓約書(第4号様式)を提出するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (3) 使用対象物件は、完成後速やかに市長に提出すること。ただし、使用対象物件の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって使用対象物件の提出に代えることができる。
- (4) 第6条の規定により使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 商品化等を目的とする場合は、商品等の使用、宣伝又は広告に際して、キャラクターのデザイン及び名称並びに承認番号を、その商品、包装又は広告に必ず明示すること。

(使用料)

第10条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(申請内容の変更)

第11条 使用者が、申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ日進市マスコットキャラクター使用変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには日進市マスコットキャラクター使用変更承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用対象物件の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第6条第2項の使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その他キャラクターの使用継続が不相当であると認められたとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、キャラクターの使用承認取消しについて、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

- 3 使用者は、第1項の規定により使用承認が取り消された場合は、承認取消の日以後、キャラクターを使用してはならない。

- 4 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

- 5 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わない。

(使用の非独占性等)

第13条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、かつ、商品又は使用者について市の

推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 市は、キャラクターの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(地位の承継)

第16条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

2 前項の規定により地位を承継したものは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(使用承認の状況等の公表)

第17条 市は、広くキャラクターの使用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報を公表することができる。

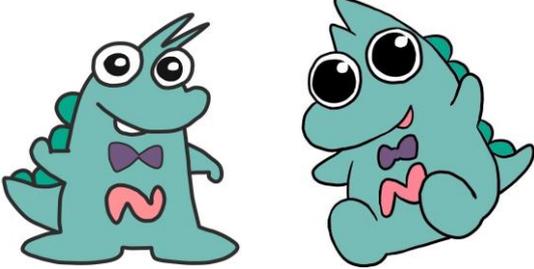
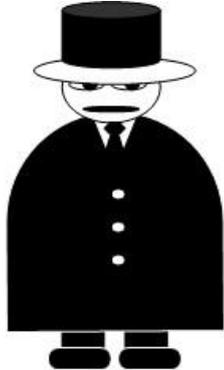
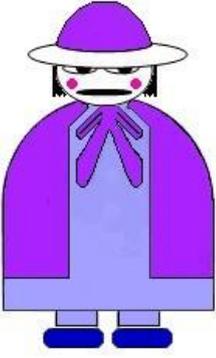
(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

別表（第2条関係）

キャラクターの名称	基本デザイン
ニッシー	
ポイ捨てGメン	
ポイ捨てG子	
ヘルピー	